

医療費を節減できます
新薬同様のジェネリック活用を

国民健康保険課 ☎027・898・6249

新薬の特許が切れた後に発売される、ジェネリック医薬品。新薬と同じ有効成分を同一量含み、効き目や安全性が新薬と同等であると国から認められた安価な薬です。中にはオーソライズド・ジェネリックと呼ばれる、有効成分だけでなく原薬や添加物、製造方法も新薬と同一であるものがあります。全ての医薬品にジェネリック医薬品があるわけではなく、医療機関や薬局の在庫により用意できない場合もあります。希望する場合は、医師や薬剤師に相談しましょう。



Interview

マル薬局のお客様の82.5%がジェネリック医薬品を使用しています。ジェネリック医薬品は基本的に新薬より安く、負担を抑えられますが、メリットはそれだけではありません。例えばシロップの薬では同じ有効成分を持ちながら味の種類が選べたり、塗り薬ではしっとりするもの、サラッとしたものを選べたりするなど、好みによって使い分けすることができます。

おくすり手帳があれば、ジェネリック医薬品への切り替えの相談ができます。買い物ついでに気軽に立ち寄ってみてください。



マル薬局 前橋朝倉店 船渡川 幸さん

活動の場にしませんか
総合福祉会館予約受付会

国民健康保険課 ☎027-237-0101

7月から9月までの、総合福祉会館と第四コミュニティセンターの施設利用予約受付会を開催。予約受付会の翌日からは、電話と窓口で予約を受け付けます。

受付日時=4月10日(水)8時30分~55分

受付会場=総合福祉会館

申し込み=4月8日(月)までの8時30分~17時に同館へ



しないさせない環境つくろう
不法投棄は法律違反です

廃棄物対策課 ☎027-898-5840

農道や山林の道路脇など、人目につかない場所への不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は法律で禁じられています。違反した場合、5年以下の懲役か1,000万円(法人の場合は3億円)以下の罰金が科せられます。

本市では不法投棄監視パトロールを、年間をと実施。市民の皆さんも不法投棄を発生させない環境づくりに協力をお願いします。

農場への立ち入りはしないでください
豚コレラ発生防止対策を行っています

農政課 ☎027・898・6705

2月20日現在、本市で豚コレラの発生はありません。豚コレラは豚やイノシシの病気であり、人に感染することはありません。豚コレラに感染した豚やイノシシの肉や加工品を食べても、人体に影響はないとされています。しかし、関係者以外が農場などへ立ち入ることなどで感染が拡大することも。訪問するときは消毒するなど注意してください。

本市では発生防止のため、養豚農家への消毒薬無償配布や消毒マットの市有施設への設置などを行っています。



農政課 星野 美咲



持続性のあるまちづくりのために
立地適正化計画を公表します

都市計画課 ☎027-898-6943

3月29日(金)から都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画(居住誘導区域)」を公表します。これに伴い、居住誘導区域外において一定規模以上の住宅の開発行為や建築行為を行う場合には市への届け出が必要になります。なお、公表に先立ち本計画の事前周知を行っています。計画の内容や居住誘導区域などを本市ホームページで確認できます。



Interview

昨年9月に岐阜県で豚コレラが発生し、2月には愛知県や長野県、滋賀県、大阪府へと拡大しました。感染の拡大は今もなお止まらないのが現状です。原因としては、豚コレラに感染した野生イノシシの移動が主なものと考えられていますが、滅菌・消毒をしていない人が農場へ立ち入ることが原因になってしまうこともあります。

豚コレラの感染拡大を防ぐために、農場への立ち入りはしないようにしましょう。

飲食店の消火器設置基準変更
万が一の火事に万全な備えを

予防課 ☎027-220-4507

平成28年12月の新潟県糸魚川市大規模火災を受けて消防法令が改正され、10月1日(火)から原則全ての飲食店などで消火器の設置が必要になります。消防局では消火器が必要になるかの調査を、市内飲食店を対象に実施中です。詳しくは問い合わせてください。

